

静岡県告示第219号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1の表中

「静岡県立稲取高等学校
静岡県立伊東高等学校
静岡県立伊東商業高等学校」
を 「静岡県立稲取高等学校
静岡県立伊豆伊東高等学校」
に改める。

2③の表三井住友信託銀行株式会社の項を削り、浜松磐田信用金庫の項所在地の欄中「115番地の1」を「114番地の1」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、浜松磐田信用金庫に係る改正規定は、公示の日から施行し、令和4年10月11日から適用する。